

原議保存期間	30年(平成57年3月31日まで)
有効期間	一種(平成57年3月31日まで)

各 地 方 機 関 の 長 殿
各 都 道 府 県 警 察 の 長
(参考送付先)
庁 内 各 局 部 課 長
各 附 属 機 関 の 長

警察庁丙規発第89号、丙交企発第127号
丙運発第45号、丙備発第245号
平成26年11月21日
警察庁交通局長
警察庁警備局長

「災害対策基本法の一部を改正する法律」及び「災害対策基本法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」の施行に伴う対応について(通達)

「災害対策基本法の一部を改正する法律」(平成26年法律第114号。以下「改正法」という。別添1)及び「災害対策基本法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」(平成26年政令第366号。以下「改正令」という。別添2)は、平成26年11月21日に公布され、同日施行された。

改正法及び改正令の内容のうち、警察に関わる部分及び留意事項は下記のとおりであるので、対応に遺憾のないようにされたい。

また、内閣府政策統括官(防災担当)、消防庁次長及び国土交通省道路局長から各都道府県知事に対して「災害対策基本法の一部を改正する法律について」の通知が発出されているので、参考までに添付する(別添3)。

なお、本通達において、「法」とは、改正法による改正後の災害対策基本法(昭和36年法律第223号)を、「令」とは、改正令による改正後の災害対策基本法施行令(昭和37年政令第288号)をいうものとする。

記

1 改正法の趣旨

首都直下地震を始めとする大規模地震や大雪等の災害時には、被災地や被災地に向かう道路上に大量の放置車両や立ち往生車両が発生し、消防、救助活動等の災害応急対策に支障が生じるおそれがあることから、災害時における緊急通行車両の通行を確保するため、道路管理者が自ら緊急通行車両の通行の妨害となる車両を移動すること等について、法制化を図るものである。

2 改正法及び改正令の内容

(1) 災害時における車両の移動等(法第76条の6関係)

ア 道路管理者は、災害が発生した場合において、道路における車両の通行が停止し、又は著しく停滞し、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急の必要があると認めるときは、その管理する道路についてその区間を指定して、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者(以下「車両等の占有者等」という。)に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動することその他必要な措置を

とることを命ずることができることとされた（法第76条の6第1項）。
イ 道路管理者は、アによる指定をしたときは、直ちに、当該指定をした道路の区間（以下「指定道路区間」という。）内に在る者に対し、当該指定道路区間を周知させる措置をとらなければならないこととされた（法第76条の6第2項）。

ウ 次に掲げる場合においては、道路管理者は、自らアによる措置をとることができることとされた。

この場合において、道路管理者は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、当該措置に係る車両その他の物件を破損することができることとされた（法第76条の6第3項）。

(ア) アによる措置をとることを命ぜられた者が、当該措置をとらない場合

(イ) 道路管理者が、アによる命令の相手方が現場にいないためにアによる措置をとることを命ずることができない場合

(ウ) 道路管理者が、道路の状況その他の事情により車両等の占有者等にアによる措置をとらせることができないと認めてアによる命令をしないこととした場合

エ 道路管理者は、ア又はウによる措置をとるためやむを得ない必要があるときは、その必要な限度において、他人の土地を一時使用し、又は竹木その他の障害物を処分することができることとされた（法第76条の6第4項）。

(2) 災害時における車両の移動等の手続等（令第33条の3関係）

道路管理者は、(1)アにより道路の区間を指定しようとするときは、あらかじめ、当該地域を管轄する都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に当該指定をしようとする道路の区間及びその理由を通知しなければならないこととされた。

また、緊急を要する場合で、あらかじめ、当該公安委員会に通知するいとまがなかったときは、事後において、速やかにこれらの事項を通知しなければならないこととされた。

(3) 損失補償（法第82条関係）

道路管理者（会社管理高速道路については独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、公社管理道路については地方道路公社）は、(1)ウ又はエによる処分により通常生ずべき損失を補償しなければならないこととされた。

(4) 公安委員会から道路管理者への要請（法第76条の4関係）

公安委員会は、法第76条第1項の規定による通行禁止等（以下「緊急交通路の指定」という。）を行うため必要があると認めるときは、道路管理者（会社管理高速道路については独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、公社管理道路については地方道路公社）に対し、(1)ア、ウ又はエによる措置をとるべきことを要請することができることとされた。

3 留意事項

(1) 道路管理者からの指定道路区間の指定に係る通知

道路管理者からの指定道路区間の指定に係る通知は、原則として、書面により行われることとされているが、緊急を要する場合は、口頭により行われ、事後において、速やかに書面が送付されることとなる。

災害時には通信が途絶することも想定されるため、平時から、道路管理者と連絡体制について協議しておくこと。

(2) 道路管理者からの車両の移動等の措置に係る情報提供

公安委員会による緊急交通路の指定及び緊急交通路の通行を認める車両の範囲の設定については、道路の交通容量（復旧状況）、交通量、交通状況、被災地のニーズ等を踏まえて適時的確に行う必要がある。

また、災害時は、公安委員会による緊急交通路の指定だけではなく、警察署長（高速道路については、高速道路交通警察隊長。以下同じ。）による交通規制や現場の警察官の指示により、歩行者や車両の安全を確保しつつ、迅速に道路状況を確認するなどした上で、危険箇所の表示、う回路の指示、信号機が滅灯した交差点における交通整理、交通情報の提供、車両の使用自粛の広報等、各種交通対策を臨機応変に実施する必要がある。

さらに、道路管理者が車両等を移動させた場合、情を知らない車両等の占有者等が盗難に遭ったものと考え、警察に対して被害申告を行うこと等が想定される。

このため、2(1)の措置の結果については、道路管理者から当該地域を管轄する警察署長に対して、情報提供が行われることとされているので、その趣旨を踏まえて、適切に対応すること。また、高速道路交通警察隊長に対して当該情報提供がなされた場合には、関係する警察署との間で適切に情報共有を図ること。

なお、道路管理者以外の者が道路管理者から要請を受け、又は道路管理者の了解を得て2(1)の措置をとった場合においても、当該措置の結果については、道路管理者から情報提供が行われることとされている。

(3) 道路管理者への要請

公安委員会から2(4)による要請を受けた道路管理者（会社管理高速道路については独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、公社管理道路については地方道路公社）は、当該要請を勘案し、優先的に啓開すべき道路の区間を判断することとなるものと解される。

緊急交通路に指定すべき道路の啓開が的確かつ円滑に行われるようにするため、当該制度の適切な運用を図ること。

(4) 警察官による車両の移動等

緊急交通路の指定が行われた後における法第76条の3の規定に基づく警察官による車両の移動等に係る権限並びにその解釈及び運用については、従前のとおりである。

なお、緊急交通路の指定が行われる前において、指定道路区間内の車両その他の物件が警察車両の通行の妨害となっている場合で、道路管理者が直ちに当該車両等の移動等の措置をとることが困難なときは、道路管理者

の委任を受けることにより、警察官が法第76条の6の規定に基づく移動等の措置をとることが可能である。

(5) その他

改正法の成立に際し、平成26年10月31日の衆議院災害対策特別委員会及び同年11月12日の参議院災害対策特別委員会において、それぞれ附帯決議が付されている（別添4及び5）ことから、これらの決議の趣旨を十分に尊重して、災害時の自動車運転の在り方や道路上の車両停止の在り方について、適切な普及啓発を図ること。

具体的には、立ち往生車両や放置車両の発生そのものを抑制するために、災害時には一般車両の利用を極力控えることや、災害時に運転者がとるべき行動について、十分に周知し、運転者の意識啓発を図ること。周知に当たっては、運転免許保有者に対する講習のほか、広く交通安全に係る広報啓発の場や防災訓練の機会等を通じ、関係機関等との連携に配慮の上、平時から運転者に対する適切な普及啓発を図ること。

また、発災時においても、こうした災害時にとるべき行動について広く呼び掛けるほか、大雪が予想されるときには、大雪に備えあらかじめチェーンの装着等の準備をするように呼び掛けること。

別添省略